

乳幼児等医療費補助制度の見直しについて（素案）

1 事業の概要

(1) 乳幼児等医療費補助制度は、昭和48年度に制度を創設し、一定の所得制限のもとに、未就学児と小学1・2年生の発達障害児を対象に実施しており、保険診療に係る総医療費から保険給付分を控除した後の自己負担金相当額から受給者の一部負担金を控除した額を補助している。

所得制限額は、改正前の児童手当の所得制限額に拠っており、扶養人数が2人の場合は、給与所得ベースで616万円（給与収入ベースで817万8千円）となっている。

（平成27年3月末現在で、未就学児の85%（67,193人）が受給）

(2) 保護者が負担する一部負担金については、本市独自の措置により入院については負担はなく、通院については初診料算定時のみ500円に限定している。これにより、県補助制度との差額3億2,800万円を単市で措置している。

【一部負担金の状況】

区分	市制度	県補助制度
入院	なし	1日500円(月14日までを自己負担)
通院	初診料算定時に500円	1日500円(月4日までを自己負担)

※日数については、入院、通院とも1医療機関等毎に算定

2 方針

少子高齢化社会が進展する中で次世代を担う子どもの健全育成は、ますます重要になっている。

その基本となる子どもの健康づくりについては、保護者が自らの責任で取り組んでいるところであるが、こうした努力にもかかわらず子どもが病気等になった場合に、経済的な理由によって必要な医療が受けられないことがないよう、支援を行う必要がある。

こうした考え方によりこの度、乳幼児等医療費補助制度の見直しを行い、対象年齢を拡大することによって、より多くの子どもの健全な発育をさらに促進することとする。

なお、一部負担金については、受益者負担の考え方により安定的かつ持続可能な制度運営を行うため、所得の低い世帯における受診抑制に配慮しつつも所得に応じた負担が行われるよう制度を改める。

3 主な見直し内容等

(1) 対象年齢拡大

現行	変更後
入院・通院とも未就学児 〔但し発達障害児については小学2年生まで〕	入院：中学生まで 通院：小学3年生まで

(2) 所得制限額

現行どおり

(3) 一部負担金

ア 入院

現行どおり

イ 通院

保護者の所得に応じた負担額を設定し一定程度の負担を求める。ただし、子育て環境の充実を図る観点から、第三子以降の子どもについては現行どおりの一部負担金とする。

現行	変更後
・初診料算定時に 500 円	1 保護者の前年の所得金額が給与所得ベースで 379 万 2 千円未満（扶養人数 2 人の場合） ・現行どおり 2 保護者の前年の所得金額が給与所得ベースで 379 万 2 千円以上（扶養人数 2 人の場合） (1) 未就学児 ・ 1 医療機関等につき 1 日 1,000 円を限度（月 2 日まで） (2) 小学 1～3 年生 ・ 1 医療機関等につき 1 日 1,500 円を限度（月 2 日まで） (3) 第三子以降の子ども ・現行どおり

(注) 379 万 2 千円は生活保護費〔夫、妻、子ども（4 歳）の世帯での生活扶助費、住宅扶助費の合計額〕の 1.5 倍の額

(4) その他

対象年齢拡大により小学生以上も対象とするため、条例名を「乳幼児等医療費補助条例」から「こども医療費補助条例」に変更する。

(5) 実施時期

改正条例提案 平成 28 年 2 月議会

改正条例施行 平成 29 年 1 月 1 日

4 追加事業費（通年ベース）

8 億 4, 300 万円